



令和 4年 4月 1日発行

【支援金情報】

<事業復活支援金>

対 象	①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、 2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して 50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
給付額	中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円
申請期間	2022年1月31日（月）～5月31日（火）
申請の流れ	一時支援金または月次支援金を既に受給された方はマイページから申請可能です。 一時支援金および月次支援金を受給していない方は登録機関（井手町商工会等）での事前確認が必要です。
申請書類	①履歴事項全部証明書（法人） または本人確認書類（個人）【運転免許証】・【マイナンバーカード】【住民票】【各種健康保険証】等 ②收受受付印のついた2019年（度）、2020年（度）及び選択する基準期間を含む確定申告書類の控え③対象月の売上台帳等④振込先の通帳（通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ）⑤代表者または個人事業主等本人が自署した宣誓・同意書

*一時支援金または月次支援金を既に受給された方等は申請ステップの一部を省略できます。

*詳しくは井手町商工会にお問い合わせ頂くか、事業復活支援金 HP にてご確認ください。

【第62回井手町商工会通常総会開催のお知らせ】

令和4年5月20日（金）午後1時30分より第62回井手町商工会通常総会を井手町商工会館にて開催します。つきましては例年通り、往復ハガキにて案内を送付しますので、期日までにご出欠のご連絡をよろしく申し上げます。

【新規入会会員企業のご紹介】

令和2年1月1日以降、新たに井手町商工会にご加入頂いた企業様をご紹介します。

事業所名	住所	事業内容
Barber Tt 様	井手辻垣内 42-3	サービス業(理髪店)

【定期人事異動のお知らせ（4月1日付け）】

- ・転入（大山崎町商工会より）
経営支援員 吉岡 大介（よしおか だいすけ）

井手町商工会会員の皆様
令和4年4月1日付にて大山崎町商工会から井手町商工会への異動辞令を拝受いたしました
吉岡大介と申します。

感染症による影響により、事業者様を取り巻く環境も大きく変化し大変厳しい時代となっておりますが、こんな時こそ皆様にとって有益な、販路開拓や各種補助金等経営改善に繋がる情報をいち早く提供し、ご活用いただけるよう努力してまいります。

巡回等にて皆様にはお仕事もお邪魔することもあるかと思いますが、どうかご指導を賜りますようお願い申し上げます。

- ・転出（精華町商工会へ）
経営支援員 太地 康之（たいじ やすゆき）

令和4年4月1日付で精華町商工会に異動することになりました。
会員のみなさまには大変お世話になりました。
ありがとうございました。

【行事案内】

- ・「第31回井手町さくらまつり」は今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止と決定しました。
- ・「いでちょう 百縁商店街」は4月16日（土）午前10時より開催（予定）です。

発行元 井手町商工会
京都府綴喜郡井手町井手橋ノ本14-3
TEL (0774) 82-4073
FAX (0774) 82-5410
URL ide-sci@kyoto-fsci.or.jp/index.php